

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
の翌日)

◇告 示 目 次

診療所を廃止した旨の届出
肥料の登録の有効期間の更新
昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号の一部改正
昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正

告 示

鳥取県告示第六十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	廃 止 年 月 日
貝田 医院	西伯郡大山町国信西ノ一	内科、小児科	昭和四十四年二月二十日

鳥取県告示第六十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十四年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三五二号	大栄西瓜 複合肥料	窒 素 全 量 八・〇 う ち アンモニア性窒素 六・八 りん 酸 全 量 五・〇 う ち 可 溶 性 りん 酸 四・二 う ち 水 溶 性 りん 酸 三・五 加 里 全 量 六・〇 う ち 水 溶 性 加 里 六・〇	東伯郡大栄町由良宿 五六一番地 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂住 正

鳥取県告示第六十七号

昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号（鳥取県指定金融機関の名称位置、出納区域及び取扱事務について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年三月十七日から施行する。

昭和四十四年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社山陰合同銀行広島支店 広島市立町 広島市
 「株式会社山陰合同銀行広島支店 広島市立
 収納事務」を 株式会社山陰合同銀行岡山支店 岡山市内

町 広島市 収納事務
山下 岡山市 収納事務」に改める。

鳥取県告示第百六十八号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年三月十七日から施行する。

昭和四十四年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行岡山支店 岡山市西中山下 株式会社

山陰合同銀行鳥取支店」を「株式会社鳥取銀行岡山支店 岡山市西

中山下 株式会社山陰合同銀行岡山支店」に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】